

# 當麻庁舎の危険性排除に 伴う機能再編に関する 特別委員会

令和 6 年 1 1 月 6 日

葛 城 市 議 会

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会

1. 開会及び閉会 令和6年11月6日（水） 午後2時30分 開会  
午後5時15分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- |           |      |      |
|-----------|------|------|
| 3. 出席した委員 | 委員長  | 奥本佳史 |
|           | 副委員長 | 松林謙司 |
|           | 委員   | 西川善浩 |
|           | 〃    | 柴田三乃 |
|           | 〃    | 吉村始  |
|           | 〃    | 谷原一安 |
|           | 〃    | 増田順弘 |
|           | 〃    | 西井覚  |

- 欠席した委員                      な      し

4. 委員以外の出席議員 議 長 川 村 優 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- |            |         |
|------------|---------|
| 市 長        | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長      | 東 錦 也   |
| 総務部長       | 林 本 裕 明 |
| 庁舎機能再編推進室長 | 吉 田 和 裕 |
| 〃 補佐       | 木 下 友 博 |
| 教育部長       | 勝 眞 由 美 |
| 生涯学習課長     | 津 本 佳 成 |
| 生涯学習課主幹    | 椿 本 真 司 |
| 〃 兼図書館長    | 石 川 孝 子 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 板 橋 行 則  
書 記 神 橋 秀 幸  
〃 岸 田 聖 士

## 7. 調 査 案 件

### (1) 當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項

開 会 午後2時30分

**奥本委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開会いたします。

皆さん、お忙しいところ、ありがとうございます。この特別委員会も今日で11回目を迎えるに至りました。夏が終わって秋になりましたけども、前回、6月25日でした。本当でしたら9月議会の前後にやりたかったんですけども、まだその段階では基本設計が出来上がっていませんでしたので、今回はその基本設計が出来上がったということで、報告がメインとなります。では、本日もよろしくお願いいたします。

委員外議員はございません。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。また、発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきます。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

まず、調査案件（1）ですけども、當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項についてを議題といたします。

この調査案件（1）ですけども、これまでの複合施設基本設計案に対して、時間をかけまして、市民の皆様及び前回6月25日の本委員会でのいろいろな質疑あるいはご要望がございました。ご提案もございました。それを踏まえて、未確定であった箇所を修正した、今回、最後の基本設計の確定項目についての報告といたします。この範囲が非常に広いので、3点に分けて説明いたしますけども、その都度、質疑してまいります。

では、最初に、（仮称）當麻複合施設基本設計について、6月25日の委員会時点で未確定及びその後変更に至った部分について理事者から説明願います。

林本総務部長。

**林本総務部長** 皆さん、改めまして、こんにちは。総務部の林本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。先ほど委員長のほうからお話がありましたように、今回ご報告申し上げます案件につきましては3点ございます。

まず1点目が、前回の特別委員会でお示しました基本設計案に係る未確定事項及び変更が生じた部分についてとなります。2点目が、複合施設の管理・運営について、指定管理者制度の導入検討を進めていく中における今後の運営事業者の公募に向けた調査についてでございます。そして、最後に3点目が、複合施設整備に係る予算関係についてでございます。

これより、詳細につきましては担当室長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

奥本委員長 吉田庁舎機能再編推進室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 改めまして、こんにちは。庁舎機能再編推進室の吉田です。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、前回6月に開催いたしました特別委員会から月日が経過しておりますので、前回の特別委員会での内容について振り返らせていただきます。

前回6月の特別委員会では、当麻複合施設整備に係る基本設計部分につきまして、市民座談会のほか、市議会、各種団体、職員からのヒアリングでたくさんのご意見を頂戴し、得られたご意見を踏まえまして、設計案改善の方針として整理いたしまして、中2階へのエレベーターの着床及びバリアフリー対策などの主な内容につきまして、ビフォーアフターの形で説明をさせていただいたところです。

今回、前回から基本設計部分における未確定事項及び変更が生じた部分の主な内容につきましてご報告させていただきます。

なお、詳細の内容につきましては、前回の特別委員会でご報告させていただいておりますので、割愛させていただきたいと思います。

資料1の1ページ目に、A4の大きさの資料1の部分になりますが、こちらには変更した部分を列記しております。それから、変更内容を資料1の2ページ以降のA3の平面図に反映しておりますので、照らし合わせてご確認願います。また、基本設計における成果物いたしまして、内部の空間イメージを資料2、A4の両面刷りになっておりますが、そちらのほうにまとめておりますので、参考にご覧ください。

まず、変更した部分につきましては、1階の出入口から入った南側、1ページの1階部分になるんですが、その南側に新たにエレベーターを1台増設しております。これは、エレベーターが施設の奥まったところに配置しているため、これまでの意見聴取をする中、出入口付近にエレベーターの設置要望が多数ございましたので、再検討しました結果、構造的に可能である箇所にストレッチャー対応のエレベーターを増設しております。

続いて、トイレの数でございますが、こちらも1階部分になりますが、少ないとのご意見もいただいておったことから、1階にバリアフリートイレと子どもトイレの増設を反映しております。場所につきましては、2ページ目のちょっとピンク色で「活」というように色がついた部分のところにトイレを2か所増設しております。

続いて、こちらも1階になりますが、2か所ある車椅子使用者の専用駐車場のうち、北側部分の駐車場に屋根を設置し、北東側に専用の通用口を1か所設けることで、駐車場から入りやすいように配慮しております。場所になりますのは、2ページ目の右側に車椅子使用者専用駐車場となっております、そちらのほうに出入口というものを設けまして、そちらからお入りいただくように配慮をしました。

続いて、子ども図書エリア近くにカームスペースを配置し、ふだんは、このスペースは少し囲われたお籠もり空間として、また、視覚障がい者や自閉症の方が光や音などの感覚の刺激を遮断することで、感覚過敏によるストレスの軽減やパニックの回避などクールダウンに使用できるスペースとして利用できる場所を設置しております。言葉が難しいですが、カー

ムスペースというのが、そういった視覚障がい者、自閉症の方に対応したスペースと併用できるという形で設置しております。

なお、屋上の活用につきましては、市民の方が利用できないかを検討し、屋上に上がる手段の1つとして階段昇降機の設置も検討いたしましたが、屋上での眺望の確保や避難経路の確保など安全対策にも課題があることから、3階部分の東側と南側、こちらは3階部分になりますので、4ページになります。3階部分の東側と南側の2か所にビュースポットを設けることで、誰もが安全に安心して眺望が楽しめる展望テラスといたしました。これによりまして、大和平野を一望する風景や、しあわせの森公園までの景色がゆっくり楽しむことができます。

なお、屋上は室外機などの効率的な配置に有効活用させていただこうと考えております。

続いて、中2階から2階・3階への階段の安全対策につきまして、5ページになります。階段の安全対策につきましては、階段とベンチとの境界が分かりづらいとのご意見もあったことから、直線的な階段と手すりで、分かりやすく、上り下りしやすいよう、階段部分とベンチ部分を視覚的に分かりやすく配慮いたします。

以上、未確定部分と変更箇所の説明を終わらせていただきます。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

**奥本委員長** 今ご説明いただきました。もう一度確認申し上げますけども、本件につきましては、基本設計の最終決定についての確認の範囲での質疑を求めるものであって、新たな提案あるいは質問、それから周辺計画についての質問は次回になりますので、この場においては、今示された内容について、この図面についての範囲でお願いいたします。

では、何かご意見等ございませんか。質問等ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。

前回、私もいろいろ意見を申し上げまして、取り入れられた部分もあります。これについては、1つは、エレベーターの1基増設ということで、3階に総合窓口課がございますので、そこを市民さんが結構利用されるということもありますから、そちらのほうに直接行ってしまうだけでエレベーターができたということで、特に子どもスペースのところとエレベーターの動線がクロスしなくなったので、お子さんにとっても安全だし、来館者にとっても、急いで上がられる場合、そういう交錯がないというふうになったのは大変よかったなと思っております。

その上で、幾つかの変更点についてお伺いいたします。

1つは、車椅子の専用出入口を設けられたということでありまして、車椅子で行かれる方は、恐らく図書のフロアを利用するというので、エレベーターのほうへ真っすぐ行かれると思うんですけども、この動線が、車椅子の方がお子さんの図書スペース、それから壁面本棚の横を通り、カームスペースですか、その横とか受付カウンターの横を通過して、非常にエレベーターまでの動線がもうひとつどうなのかなというところ辺、これが大変気になるので。やっぱり建物ですから、来館者の動線というのを常に意識して設計すべきところ

だろうと思うんです。まだまだ動くとは思いますが、これをどう確保されるのか、どういうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。これが1つです。

それから2つ目ですけども、非常に大きく変わったのは、屋内での遊び場検討中とありますが、これは非常に広く取られています。当初は、ここは子ども図書エリアとしてかなり本棚が並んでいたと思うんですが、この子ども図書の蔵書数と現在の當麻図書館での蔵書数、ここでの新たな子ども図書のエリアとプレイスペースの関係、ここが前回なかったようなところで、非常に大きく遊び場スペースが取られているので、ここら辺のお考えがどうなのかということについて伺いをいたします。

それから、ちょっとこれは変更部分とは関わりはないのかもわからないんですが、かなり今回、要は、各部屋、創作活動スペースとか共用活動スペースとか、共用活動スペースのところでは机の配置とか幾つか詳しく書いてあります。例えば、3ページ、2階フロアのところなどは、創作活動スペース、⑩のところに、こういう組合せ自由なテーブルですよとかになっていますし、あとは3階の共用活動スペース、②のところでは、何も椅子とか机が入っていないんですが。これ、ちょっとお聞きしたいんですけども、今の當麻文化会館は大研修室、中研修室、小研修室とあって、いわゆる社会教育の活動ができるように椅子・テーブルが並べられて、講演が聞けるような、かなりのスペースを今取っておられるんですが、こういう社会教育の上での、例えば100名前後の方々のこれまで行われていたような研修室での活動というのが一体どういうふうになるのかなというのが、ちょっとこれを見て、かえって分からなくなりましたですね。各スペースの使い方が、かなり目的が限定されてきているようなので、従来、當麻文化会館で研修室等を使われていた利用数も多かったと思うので、それがこれでは3階の共用活動スペース、②のところになるのか、どこになるのかちょっと分かりにくいので、これがどうなるのかということをお聞きしたいんです。

以上です。

**奥本委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** まず1点目の質問でございますけれども、車椅子の専用の出入口の動線につきましては、身体障がい者の方がこちらへ車を止められて中へ入ろうとしたときには、受付カウンターがカームスペースの上にあるんですが、そちらのところから、障がい者の方が車椅子で来られたら、そのカウンターの者が誘導するような形を取ろうと考えております。

2点目につきましては、プレイスペース、それから子ども図書の蔵書数ですね。新たな複合施設での子ども図書の蔵書数といたしましては、予定しておりますのは、約3万3,000冊から3万5,000冊を予定しております。それから、この子ども図書とプレイスペースの関係性でございますが、もともとのプレイスペースの大きさも、当初の設計からは大きさは変わりはございません。このプレイスペースに遊具等を置くと、子どもが子ども図書のほうへ渡っていくと来庁者の方とぶつかってしまうというような危惧も考えられましたので、そこは見守りベンチという形で、そこに親御さんが子どもさんの遊んでいる姿を見られるようなベンチを置く予定をしております。

それから、3点目の各部屋の机の配置でございますけれども、申し訳ございません、4ペ

ージ目の共用活動スペース、②というところ、これが、机、椅子等の配置が印刷の都合上ちょっと漏れておりまして、ここにもイメージは記しておりましたので。この共用活動スペース、②というのは、今の當麻文化会館でいうと大研修室になります。ここでも、ここに書かせていただいているように、赤でピクチャーレールやスポットライトを備えた部屋ということで、これまでも大研修室でいろいろな洋画とか書画とかの展示をされておりましたので、そこも使えるようにという形で考えております。それから、共用活動スペースという部分が3ページの2階のところにもございますけれども、こちらも今の當麻文化会館でいうと中研修室等が使えるようなしつらえにしております。各それぞれ、キッチンスペースであるとか、ものづくり工房、こちらは今の當麻文化会館でいう陶芸室であったり、調理室に当てはまるものなのですが、この部分も、特定の目的で使う以外にも多目的で使えるようなしつらえということは考えております。創作活動スペースも、こちらも今の當麻文化会館でいう創作室に当てはまるようなしつらえになっております。それから、1階のフロアの多目的スタジオ、こちらイベントを行うときは200人の収容ができる大きいスペース、それから、このスペースを3つに区切れる防音の設備を整えますので、その区分けした部分では会議等を行っていただいたり、それから音楽室として使っていただくことも可能というしつらえにしております。

以上でございます。

**奥本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** まず1点目の障がい者の方の車椅子専用出入口のところからの動線ですけれども、この図面から見るとちょっとイメージが分からないので、例えば、ここへ、ある図書の本棚とか、多分お子さんもここで見たりされるので、こちら辺の安全性ということら辺は少しまた検討していただけたらと思います。受付カウンターのほうに直接早く行って、そこでということは理解できるんですが、その間にちょっと何かいろんなものがあるような感じが見えましたので、これについては、ぜひ安全性確保ということでご検討をお願いしたいと思います。

それから、子どもの蔵書数の件ですけれども、これは3万3,000から3万5,000、これがこのスペースの中にこういう形で入るというふうに理解していいということでしょうか。これはもう一回確認ですけれども。

それから、現在使われている大研修室、中研修室の在り方については分かりました。3階の共用スペース、②のところで、ちょっと机、椅子が入っていなかったものですから。これは、いろんな形で利用できるにしても、中研修室、大研修室並みの数としていけるということで分かりました。

それで、追加で1つあれなんですけれども、多目的スタジオのところで、これは確認なんですけれども、3つの仕切りを防音でできるということだったんですが、仕切りを、防音で仕切って、これが、防音がちゃんとできるのかどうか。今、そういうことができるのかなとちょっと不思議に思ったんですけれども。この多目的スタジオの3つの仕切りを仕切れば仕切ったで、この3つの部屋は必ず防音ということになるというふうに理解していいのかどうか。ちょっとこれは確認なんですけど、お願いいたします。

**奥本委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** ただいまの1つ目の子ども図書の蔵書数についてですけれども、先ほど約3万3,000から3万5,000と申し上げましたけれども、こちらは閉架書庫も含めての数字でございます。今現在の子どもの図書の冊数は約4万冊ということでございます。

それから、2点目の多目的スタジオの防音設備についてですけれども、その仕切りとなるものは防音設備を導入する予定をしておりますので、全く漏れないということはないですけれども、カラオケ等にも対応できる防音設備を入れる予定をしておりますので、大丈夫だと考えております。

**奥本委員長** すみません、室長、確認ですけれども、まず、先ほどの3万3,000から5,000の話ですけれども、これは閉架を含めてということですが、要は、このスペース、現状のこの図面の中では、この3万3,000から5,000がそのまま全部入っているのかどうかという質問だったんです。だから、閉架を含めてだったら、閉架を除いて、ここに陳列されているのは、開架になっているのは何冊かという質問なので、それをもう少しお願いします。

それと、もう一つ、先ほどの1点目の話で、車椅子の駐車場から受付カウンターまでの動線の話のところなんですけれども、もう一度確認したいんですが、これは、車椅子で来場された方が受付カウンターまで行くのか、あるいは来場されたときに受付カウンターから迎えに行くのか、このどちらか、はっきりさせてください。

吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** まず、車椅子の対応なんですけれども、こちらは受付カウンターから職員が迎えに行くように予定をしております。

それから、子ども図書の冊数ですけれども、実際にこのフロアの中に入っている配置の図書といたしましては、約1万5,000から1万7,000冊という形になります。

**奥本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** もうちょっと、子どもの図書のことについてはまた聞きたいことがありましたので伺いますけれども。これだけの数ということで、それは取りあえず分かりました。

あと、車椅子専用の出入口からの件なんですけれども、迎えに来る。ちゃんと自分で移動される方もおられると思いますのであれなんです。私がちょっと申し上げたかったのは、その動線の確保、安全性の確保ということで、もうちょっとしっかりと。この図面だけ見ると、ちょっと不安を感じるような図面なんですよね。だから、そこがきちっと広さも含めて安全になるようにまた検討いただけたらと思います。

以上です。

**奥本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** じゃ、ちょっと私も3つほど。

今、谷原委員もちょっと質問されましたけれども、子ども図書、1階のほうで1万5,000、全体として3万3,000から3万5,000、閉架も含めてということなんです。ちょっと冊数のイメージが湧きにくいので。現状の今の当麻図書館、これが、恐らく今、2階のほうに、かなり児童書については優れたコレクションを持っていいらっしゃると思うんですが、やっぱり

スペースの関係で1階に本があまり置いてないと思うんですが、現状の子どもの図書の冊数、それから大人、一般書、その冊数がどの程度この施設になることによって改善されるのかということをお聞きします。

それから、あと、職員さんなんですが、先ほど谷原委員の質問で、受付カウンターに職員さんがいらっしゃるということは分かりましたけれども、1階に職員さんの配置、人数も含めて、例えば受付カウンター何人、総合案内何人というのを、どの程度想定されているのかということをお伺いしたいと思います。

それから3つ目なんですが、これは、市民の方から一番懸念があるというのは、階段が多い、階段の部分だと思うんです。私も階段のことが気になりまして、特に資料1の5ページの上のほうですね。いわゆる階段部分の、2段合わせた部分がベンチみたいな形になっていまして、このような仕様のあるもの、結構、関西でも新しい施設で取り入れられている、格好ええということで取り入れられているので、私も大学と、それから、あと、新しくオープンした、いわゆるインキュベーターという研究施設、それからあと、商工会なんかの施設も見に行っただけです。その階段の場所なんですが、大概、入り口すぐとか人が多く通るところではなくて、結構、人通りが少なく、かつ、動線から外れていて、いわゆる下から見たとき、見上げたときに格好よく見えるような、そういう位置に置かれていたりとかいうところが多いんです。この施設に関して言えば、入り口からどーんと階段があって、結構人が通るということもありますので、安全対策ということが非常に大事になってくるかなと思うんですが。1つが、ちょっと確認をさせてもらいたいんですが、手すりの位置ですね。この5ページを見ると、ブルーで書かれているところに手すりが入ってくるというふうに想定されているように思うんですが、私の理解で正しいのかどうか、ちょっとこの辺り、まずお伺いをしたいと思います。

**奥本委員長** 石川館長。

**石川生涯学習課主幹兼図書館長** 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

図書館の現在の蔵書冊数についてご報告させていただきます。

まず、一般書のほうですけれども、5万9,582冊、児童書のほうが4万2,742冊、合わせまして10万2,324冊となっております。

**奥本委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** ただいま現状を申し上げさせていただきましたので、今後新しい複合施設での冊数になりますが、一般図書といたしましては約6万冊。こちら先ほど子ども図書の際に申し上げましたけれども、閉架、それから開架書庫を含めまして約6万冊ということでございます。

それから、2点目の受付カウンターの職員の配置でございますけれども、これはまた運用のほうで検討させていただきたいと思っておりますので、今すぐにお答えすることはできません。

それから、3点目の手すりの位置についてでございますが、おつけしている資料のとおりで、ブルーの位置のところに手すりをつける予定をしておりますので、委員のおっしゃると

おりでございます。

**奥本委員長** すみません、もう一度確認します。開架の冊数のところの話に戻るんですけども、先ほど石川館長から説明のあった一般の5万9,582冊、児童書の4万2,742冊というのは、これは現状の當麻図書館での開架の、それとも全部の、閉架も含めた冊数ですか。

(「閉架も」の声あり)

**奥本委員長** 閉架も含めてであれば、現状のそのうちの開架が何冊かというのをお願いします。

それから、吉田室長のほうから、合わせて6万冊ですけども、これはどういう内訳になるかもお願いします。

石川館長。

**石川生涯学習課主幹兼図書館長** すみません、詳しい資料が手元にはございませんので正式な数字というのはなかなか今ご報告できないんですけども、大体、一般書のほうが、3万5,000冊ほどが開架に出ております。児童書のほうにつきましては、こちらのほうが2万5,000冊ほど開架のほうには出ております。

以上でございます。

**奥本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** そうしますと、今聞いた限りにおいては、もともと當麻図書館では子どもの児童書、あれでも私は広いとも思わないんですが、2万5,000冊であったと。それが今度1万5,000冊になるということは、開架冊数が減るということは、図書館としての機能が縮小されるというふうに冊数だけを見ても考えられるんですが、ということになるんでしょうか。つまり、新しく建物を造って、やっぱり閉架も含めて蔵書冊数ということももちろん大事だと思うんですが、実際に利用者が手に取る開架の冊数というのがすごく大事だと思うんです。特に子どもたちが本に触れるということというのはすごく大事だと思うんですが、その触れられる冊数が1万冊近く減ってしまうということなんではないかということ、ちょっとそれを再質問させてもらえたらと思います。

それから、あと、職員さんのことにつきましてはこれからということで、これは承知いたしました、職員さんの配置につきましては。

それから、あと、階段なんです、この真ん中にのみ手すりがつくということなんです、これは承知をいたしました、恐らく手すりについては、例えば、ご高齢の方とか、あるいは障がいを持った方であれば、右手、利き腕というか、片方の手が非常に障がいを持っておられて、もう片一方の手で階段の手すりを持たなきゃいけないということになってくると、やっぱり両側に手すりがついているということがすごく大事になってくると思うんです。つまり、真ん中に今あるような状態ですが。

あと、視覚障がい者の方ですね。これ、私、非常に、ちょっと今のままであれば、階段を踏み外すというような危険性も、ちょっと見た感じあろうかなというふうに。その懸念もあろうかなと思うんです。私も、先ほど申しましたように、こういった形の施設を何か所か見学に行ってきましたけども、正直言いまして危ないんです。よっぽど気をつけて。私、健常者ですので、段差も見えますので、そうやって行けるんですが、例えば、視覚障がいのある

方、あるいはご高齢の方、そういった方が歩かれるときには、ちょっと、これではなかなか危ないんじゃないかなというふうに思うんですが。

こういったことについては、手すり等について、例えば、障がいにも様々な種類がございます。私は、必ずそういった障がいの方々の意見をしっかり聴取して、反映をさせていくということが大事だと思います。今は、これはあくまでもまだ基本設計の段階だと思うんですが。これにつきましては、今後それについてはどのように対応していくというふうにお考えでしょうか。

**奥本委員長** 吉村委員、確認ですけども、ほかで見られた施設というのは両側に必ず手すりがついていたということですか。ちょっと私の知る限りではそういうのを見たことがないんですけど。吉村委員。

**吉村委員** 私が見た施設は、いわゆる手すりはなかったです。つまり、階段と、それからあとベンチだけというふうな施設です。それは、人がほとんど通らないような、そういうところにオブジェ的というか、されているのと、あるいは、基本的に公共施設ではありませんので、例えば大学の屋上部分のところに付けてあったりとか、若い方が利用されるのをメインとされているとか、あるいは、例えばそういう施設はそこのところを頻繁に通らなくても、ほかのところを利用して、ちょっと息抜きに気の向いた方が利用するような、そういった位置につけられているものです。なので、ここの建物であれば非常にメインのところはこの階段が設置されていますので、そういった配慮は必ず必要になってくるのではないかなというふうに私は思います。

**奥本委員長** ご答弁をお願いします。  
石川館長。

**石川生涯学習課主幹兼図書館長** 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

開架に並ぶ本が少なくなる分、目に触れる冊数が少ない、その分、閉架書庫に本が入ってしまうものが多くなるということになりますけれども、その場合、図書館では、季節ごとであったり、テーマを決めまして、テーマ展示という形で、書庫から本をたくさん出してきて、図書館にはこのような本がありますよというふうに皆さんに見ていただくコーナーというものを設置しております。そういうものを、回数を多くといいますか、各ところに設置することによりまして、書庫に入っている本も一般に目に触れるような機会があると思っておりますので、図書館の工夫としてそのようなこともしていきたいと思っております。

以上でございます。

**奥本委員長** 林本部長。

**林本総務部長** 先ほどの吉村委員のご質問に答弁させてもらいますけども、私ども、6月の委員会の後に、障がい福祉担当課である社会福祉課とも連携して、今後、中身の運用も含めていろんなバリアフリー対策、そして何よりもユニバーサルデザインということに主眼を置いて、実は障がい者の当事者の団体の方、また障がい者をお持ちの保護者の方、そして障がい者を支援する団体等と意見交換のほうをさせていただきました。その中で、今回の確定案の中にはそういった意見も踏まえて反映させていただいたということなんですけども、今お述べの手

すりのほうなんですけども、恐らく階段を使ってどこへアプローチするか、目的のところにどうやってアプローチするかという問題で、その手すりの位置とか配慮ということでご質問されていると思うんですけれども、やはりいろんな選択があります。そこへ、目的に行くのには全てエレベーターはもちろん利用可能ですし、当然、気分的に階段を利用したいという場合は、今おっしゃったように、麻痺のある部分とかいうのはその時々で変わる、変えていただくことも可能かと思えますし、それと、何よりも、今、ちょっと真ん中に、一応センターに手すりをさせていただいていますけれども、それはまだ、場合によっては運用の中で変えていくというのは可能ですので、その点もちょっとご理解いただけたらというふうに思います。あくまでも、今は、確定案と申しましたけれども、そういった手すりについては、まだ意見を聞かせていただいて、運用も含めて対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**奥本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず、図書の冊数については、減るということは、運用をいろいろと考えられるということについては、工夫をされるということについては承知いたしましたけれども、そもそも、手に取れる本が減るということは、図書館としての機能としては悪くなっていると言わざるを得ないと思うんです、それについては。だから、これは什器等の関係もあろうかと思うんですが、ちょっとこれは、再考は、今後検討は願いたいかなと思います。やっぱり、今、當麻図書館は、蔵書があるにもかかわらず、施設の関係で本が出てないと。それはほんまに利用者にとってちょっと残念なことになっている。それが今回移ることによって改善されるんじゃないかなという期待をしていたんですが、今の冊数だけのことに関して言えば、ちょっと残念だなということですので、これはまた今後検討はお願いしたいなと思います。

それから、あと、階段のことにつきましては、これからまた検討していただけるということで承知をいたしましたけれども、やっぱり本当に使い勝手の大変さというのは当事者じゃないと分からないと思うんです。幾ら健常者が想像を巡らせても、それは分からない部分というのは必ずあると思いますので、その辺りはしっかりと当事者の声を聞いていただいて。特に公共施設ですからね。私、先ほど、見に行ったところは、みんな民間の施設です。1つは商工会の建物で、1つは私立大学で、1つは今度できたグラングリーン大阪の中のインキュベーターのそういった施設ですので、これは民間のもので、公共施設ではございません。今造っているのは公共施設ですので、全ての市民が、誰もがやっぱり使い勝手がいいということと、それからあと、危険であったらこれはいかんと思いますので、この辺りはしっかりとまた当事者の声を聞きながら、検討して、また設計に生かしていただきたいというふうに思います。

以上です。

**奥本委員長** ちょっと委員長として口を挟みますけど、理事者の方に検証いただきたいことが1つあります。今の話を踏まえて、手に取る本が少なくなっていることが、果たしてそれが貸出冊数の低下につながるかというと、このエビデンスがよく分からないんです。とにかくぎゅうぎゅう詰めになって本の背表紙しか見えない状態のままのほうがいいのか、あるいは、ゆっ

たりと、開架冊数を減らして、入替えの回数を増やすほうがいい可能性もあるので、その辺りはちょっと1回調査していただけないですか。次回の委員会でもいいので、ちょっと報告いただいて。この辺のところ、どっちが正しいかというのが分からないので、今、何とも言えない状況だと思いますが、そこだけ調べておいてください。

何かありますか。いいですか。理事者、いいですか、それで。ちょっと宿題としてお願いしたいんですが。

木下補佐。

**木下庁舎機能再編推進室長補佐** 今、蔵書冊数についてお答えさせていただいたんですが、冊数自体は、今、暫定的というか、書架が決まっていない段階ですので調整中の部分もありまして、多少増減するかとは想定しているんですが。まずもって、今の全体の蔵書数については、今の現状の當麻図書館の蔵書数を維持できると言いましたが、そのまま本を持っていくということではなくて、古い本も随分ありますので、その辺を処分しつつ、新しい図書館に向けて、新しい蔵書を買って求めていくという作業も並行して進めたいと考えております。開館当初は、10万冊ばんばんに詰まっていたら、これもまた新しい本が買えませんので、ある程度余裕を持った冊数で展示をするということを想定しております。

振り返りますと、館長のほうからなかなか今の現状の図書館の悪口が言えないと思いますので私のほうから代弁させていただくんですが、今の現状の図書館、ご存じの方も多いかと思うんですが、本のほうが、子ども図書についても手の届かないような位置に積み上がって、たくさんの本が背表紙を向けて並んでいると。とても子どもが手に取りやすいとか借りやすいといった状況ではないということは恐らくご理解していただけるのかなと思います。新しい図書館については、その辺を改善するべく、書架にもゆとりを設けます。通路にもゆとりを設けます。高さも低くして、子どもが手に届きやすくします。それ全てを合わせて子どもが手に取る機会を増やしていこうという考え方ですので、恐らく手に取っていただける機会、新しい本を見つけていただく機会というのは増えるのではないかと考えているところです。あわせて、運用のほうで本を、どんどん展示を入替えして、目に触れる冊数を増やしていこうという考え方の運用を想定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**奥本委員長** ほかに。

柴田委員。

**柴田委員** お願いします。

今回の図面を見せていただいて、バリアフリースイレが各階に、3つ設置されていると思うんですけども、この中の設備というのは全て同じなのかどうかというのを聞かせていただきたい。

それから、吉村委員がおっしゃった手すり、階段の件なんですが、私は、階段の材質とか色とかをバリアフリー法にのっとってこれから考えていかれるのか、どういうお考えでいらっしゃるのかというのをちょっと聞かせていただきたい。

それから、車椅子の閲覧机というんですかね、それは、私、ちょっとこの図面では見かけられなかったの、どこにあるのかなというのをちょっと教えていただきたいと思います。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 まず1点目のバリアフリースイレの設備についてでございますが、各階にバリアフリースイレを設置しますけれども、1階に、前回の委員会でもお話しさせていただいたかと思うんですが、オストメイトであったり、車椅子が入ったときの転回できるスペースであったり、1階にはベッド等も置くという説明をさせていただいたかと思います。2階・3階につきましては、そういったものはつけておりませんが、車椅子対応は可能というスイレになります。

(発言する者あり)

吉田庁舎機能再編推進室長 すみません、2階・3階も全てオストメイトもつけさせていただいて、ベッドは少し小さめの大きさになると思います。

それから、階段の材質はまだこれからになりますので、まだちょっと検討中でございます。

それから、車椅子の閲覧机についてでございますが、各階に閲覧席を設けておりますので、そちらのほうで車椅子対応も可能という閲覧席を設けようと考えております。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 バリアフリースイレの設備の内容、全てにオストメイト、車椅子、ベッドの大きさは違うけれども全てベッドがついているという内容で。もちろん、ほかの方が使用されないようにしていただきたいなというふうに思っているんですけども、その表示の仕方、それを既に考えていらっしゃるのかどうかというのはちょっとお聞きしたい。

それから、階段の材質とか色とかはまだまだこれからということなんですけど、一応、私もバリアフリー法をちょっと見てみますと、不特定多数及び高齢者・障がい者の方が、階段があるよとちゃんと認識できるような形にしなければならないというふうに決められているようなので、その点は、やはり、今回に至って、改善というか、変更点は、やはり当事者の方にいろいろお話を聞かれたと思いますので、これからもそういうことを決めるときは当事者の方の意見も聞きながらやっていただきたいなということで、ちょっとまだ決まってない段階ですけども、決まってない段階でちょっとそういった方のお話を聞いていただきたいというのは私の中にもあるんですけども。

あと、車椅子の閲覧机は設けるということなんですけれども、やっぱり一番どこが最適なのかということをしつかりと考えていただきたいなというふうに思っておりますので。

1つだけお願いします。バリアフリーの表示の仕方をどう考えていらっしゃるのか。

奥本委員長 表示の仕方ですか。

柴田委員 はい。ほかの方が使われないようなとか、明確にこれとこれとこれとこれがありますよということをちゃんと表示するような表示の仕方を考えていらっしゃるのかということと。

奥本委員長 トイレに関してということでもいいですか。

柴田委員 バリアフリーのトイレに関してです。

奥本委員長 そしたら、ちょっと併せて、この2ページのところでトイレの表記が5つあるんですよ。男子トイレ、女子トイレ、バリアフリースイレ、みんなのトイレ、子どもトイレと。この辺

の違いも含めて、併せて回答をお願いします。

木下補佐。

**木下庁舎機能再編推進室長補佐** ただいまの質問についてお答えします。

トイレのほうですが、まず表示のほうです。その辺りも含めて、表示も含めて、そういった考え方にのっとって表示を行わないといけないということも認識しておりますので、まずピクトグラムで分かりやすく表示をさせていただくという方針でございます。

表示のほうも、バリアフリートイレというようなことで国交省のほうから指針が出ているということも確認をしております。利用がかぶらないようにということで、分散をするような方法を今回考えさせていただいたところですが、まずは男性用のトイレのほうに子どもを乗せられるようなベビーシートというものをつけたようなブースを設けております。それから、女性用のトイレのほうにも同じくベビーシートを備え付けしたブースがございます。それから、バリアフリートイレに関しては、いわゆる身体障がい者の方が優先して使っていただけるように、そういった車椅子のマークであるとかオストメイトのマークを表示させていただくという考え方です。

それから、それを、利用を分散していただくためにも、おむつ替えの部分と誰でもトイレに入りたいけれども身体障がいを持ってはいない方、いわゆる性的なマイノリティーの方であるとか、そういった方にも配慮を含めまして、もう一つ、みんなのトイレという形で利用できるトイレを、ブースを設けております。それから、子どもトイレにつきましても、誰でもトイレのほうの利用を分散するという意味合いで、子ども専用のトイレというのを新たに追加いたしました。そういった考え方でございます。

**奥本委員長** 柴田委員、よろしいですか。

**柴田委員** はい。

**奥本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** バリアフリー法のことが出てきましたので1点確認しますけれども、前回、私、この施設は特別特定施設に当たるんじゃないかということで、適合義務が発生する施設じゃないですかということで質問したら、いや、それに当たらない、特定施設だというご答弁があったと思うんですけども、これについてちゃんと確認しておいてくださいというふうにお聞きしました。議事録にも残っている話なので、これについてもう一回確認をさせていただいておきます。この施設がそういうバリアフリー法における性質でどうなのか、これについてお願いしたいと思います。

それから、階段の件が出てまいりましたので、これについてですけれども。5ページのところなんですけど、大階段のところは真ん中に階段があって、だからこの真ん中に手すりをつけるということで対応ということであろうと思いますが、下の中2階から2階・3階部分にも階段が、計4か所になるんですかね、あろうかと思いますが、これが、サイドに階段があるのが、左のほう、下の段の左側、中2階のほうに行く、2階から中2階に行くのはサイドに階段があるということなので、このサイドの階段を歩くときの危険性ということがあると

思うので、ここら辺の手すりの関係と、それから、特に女性がスカートをはいている場合など、階段がサイドにあることによって、下からちょっと不安を感じる、目線・視線を感じるというふうなことも起きやすいので、このサイドを使う階段のサイドの仕切り、目隠しと言ってもいいと思いますけども、あるいは手すりを兼ねた目隠しとか、そういうことはお考えでないのかなと。パース図を見ても、階段がいっぱいあって、下から上をのぞけるような感じの、歩いている人が見えるような感じのパース図も前回ありましたので、ここら辺の利用者の方のところ、特に女性が階段を使ったりするときに気になるようなところ辺がどういう対応になっているのかということについてお聞きします。

それから、中2階のところで図書スペースになっているわけですが、特に中2階のところから2階の部分は下りになるので、そこで転落するという事故が起きないようにするための対応をどういう形で取られるのかということについてお聞きしたいと思います。中2階から3階へ上がるほうは上がるほうだから転落ということはないと思うんですけども、ここら辺の階段の開口口が大きくなることによる転落、この防止をどうされるのかということについて、対応がどうなっているのかということをお聞きします。

最後ですけども、1階のプレイスペースと子ども図書エリアの関係についてお聞きします。

私が懸念していますのは、今、若い親御さんの間で、土日に、雨の日に無料で遊びに行ける場所が欲しいというニーズが非常に強いんです。今、有料の民間施設も増えていますけれども。そうすると、私は、これ、図書室というよりは、子どものフリースペースを目当てに大勢の若い親御さんが来られる可能性が高いなと思っているんです。実は、例えば、子ども・子育て支援拠点施設として、土日に、雨の日でも遊べる室内の空間を設けておられる大阪の河内長野市などでは、やっぱり入場者が多いので予約制にしているんですね。予約制にしないと。つまり、親御さんがそこへ来て、子どもさんを遊ばせながら、一緒にほかに来られている親御さんともコミュニケーションを図ることなので、子育ての支援の上では非常に大事な取組だし、スペースで、活動なんですね。私も、これについてはもっときちっとした施設を造るべきだと思っているんですけども、図書とこれを一緒にするとすると、本来の性格が、図書中心のものというよりは、このフリースペースを目当てに来られる親御さんが非常に増えると、ここを雨の日でも遊び場にしようと。そうすると非常に混雑もするというふうなことが今の若い世代の親御さんのニーズからは強く出てくるんじゃないかと。これは私の想定なので裏切られるかもわかりませんが。

私は、やはり、先ほどの蔵書数の件もありましたけども、開架図書の蔵書数が現在よりもちょっと少ないという形で、半分近くになるので、この子ども図書エリアのコンセプト、子どもさんとか親御さんにどういうふうに過ごしてもらおうとしているのか、これをもうちょっと煮詰めないと、図書よりもプレイスペースのほうのウエートが高くなってくると、これは本来の当初の目的とはちょっとずれてくるかなと。非常にわいわいにぎやかなことにもなってきますし、ちょっとここら辺の考え方をどう整理されているのかということをお聞きしたいんです。

私としては、今の新庄図書館にもお子さんがカーペットの上で座って本を読んだりするス

ペースはあります。それぐらい、図書の中の一角に寝転がって本を読んだりとかそういうスペースがあるのはいいと思うんですけども、屋内での遊び場検討中と書いてありますから、ここに例えば遊具とかを置いていくというふうになると、それを雨の日など、特に土日ですから親御さんがたくさん来ると。よその市では予約制にせなあかんというぐらいニーズがあるようなことになってくると、ちょっと性格が当初の目的と変わってくるので。本当だったら、このプレイスペース、私も、本来だったら、教育委員会がなかったら3階ぐらいにばーっと広く取って、お子さんが自由に遊べて、保育士さんもつけて、そういうふうに親御さんも支援できるような、本来はそういうふうなものがあれば私は非常に大賛成なんですけど、このスペースで図書と一緒にセットするというのがちょっとそういう意味で心配を持っているところはありますので、ちょっとそこら辺の考え方、どういうふうな考え方を持ってもらえるのかお聞きしたいと思います。

ちょっと長くなりましたけど、3点お願いします。

**奥本委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** まず1点目の特別特定建築物に該当するののかという質疑であったと思います。こちらにつきましては、前回、私のほうが、特別特定建築物ではなくて特定建築物に該当すると申し上げましたけれども、その後、確認をいたしました結果、この新しい複合施設は床面積が4,000平米ということになりますので、この特別特定建築物というのは、不特定かつ多数が利用され、または主として高齢者が利用する特定建築物で、床面積が2,000平米以上から適合義務が発生するということになりますので、新たな複合施設は特別特定建築物ということになります。

それから、2点目の中2階からの階段の手すりの状況ですけれども、5ページの一番右下のパス図になりますが、こちら、右側に女性が立ってしまして、階段の左右も手すり、それから真ん中にも手すり。もともとは階段を両端、左右に階段、それから真ん中がベンチという想定をしていましたけれども、それを変更しまして、左右にベンチ、それから真ん中に階段という区分けをしましたので、ちょっとこのパス図がすごく分かりにくかったと思うんですが、こちらは、左右はベンチになりますので、そこは階段としては使用しません。真ん中を使っていただくことになります。それから、女性等が階段を利用されたときの配慮なんですけれども、こちら手すり、すりガラス等の配慮をしようと考えております。

3つ目はちょっと替わります。

**奥本委員長** 木下補佐。

**木下庁舎機能再編推進室長補佐** プレイスペースの運用につきましてです。

まず、運用面では、恐らくそういったニーズを、お声をたくさん聞いていたことから、人気のある施設になるんだろうということは想像しております。予約制に関しては、なかなか、システム上の検討も必要ですので、まずは来ていただく方に対して入場制限を設けまして、時間制を取って、入場制限を設けて、順番待ちをしていただくというようなイメージをしております。その順番待ちをしている間に、この館内、いろんな箇所で、遊び以外のパターンで学んでいただくスペースですとか、経験をしていただく、体験をしていただくような

スペースが用意されておりますので、そういったスペースを順に使っていただくというような運用を想定しております。

学ぶことと遊ぶことに関しましては、もともと文化会館という施設であるということもありますが、大人の場合に置き換えても、レクリエーションと学ぶということがリンクして初めてこの文化会館という施設が成り立っております。同じようにそういった経緯を引き継いで、新しい施設の中でも学ぶことと遊ぶことの連携を取って、年齢幅広くこの施設を利用していただきたいなという思いでございます。

以上です。

**奥本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** バリアフリー法に基づく特定特別施設ということになれば適合義務が発生しますから、エレベーター内の広さとか通路も含めてですね。これは設計段階で適用しないとあかんということですので、それでしっかりやっていただけたらと思います。

それから、階段の件につきましては、すりガラス等も入れるということで、要は真ん中に階段と。ベンチがあって、その方向でちょっと寄られる方もおられるけど、そこは手すり、すりガラス等を入れるということですので、了解いたしました。

それから、プレイスペースの件については、あくまでこれはプレイスペースとしてしっかりと維持しながら、入場制限も含めてやっていくということで理解いたしました。中途半端なことにならないようにというのが私が思っていたことなんですが。ほかの市では、やっぱりきちっとした、子ども・子育て支援施設として、かちっと、かなりしっかりしたものを造って受け入れているということがあるので。その点については、安全面で、そういう施設でも予約制にしたり、入場制限して、あまり混雑しないように、お子さん同士がぶつかり合っただけがをすることのないように、結構ゆったりと遊べるというふうなことをしているので、これぐらいのスペースで十分なのかということも出てきようかと思うんですけども、子どもエリアとのバランスですね。そういうお考えでいくということですので、これはうまく回れるようにまた見ておきたいと思いますが。

以上です。

**吉村委員** 関連で。

**奥本委員長** 吉村委員。関連で。

**吉村委員** プレイスペースについてちょっと1点伺います。お子さんといいますが、年齢でかなり幅があって、ほかの自治体の施設なんかを見ましても、乳幼児と、それからあと、児童なんか、完全に分けたりとかしているところもあります。今、このプレイスペースを利用されるお子さんの年齢層の幅というんですかね、現時点でどのように想定をされているのか教えてください。

**奥本委員長** 木下補佐。

**木下庁舎機能再編推進室長補佐** プレイスペースの対象年齢に関しましては、未就学児ということで、幼稚園児であるとか、そういった方を対象にした遊具のレベル、そういったものを想定しております。小学校に上がられる方にはほかの部分で、例えばボードゲームで遊んでいただく

とかという部屋もたくさん用意していますので、幅広く遊ぶ場所をご用意できているかなと思っております。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 未就学児対象ということで、承知しました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 まず、6点の変更部分ということでご説明を願ったわけですが、以前から各種団体の方とかいろいろご意見を頂戴して、この6点でそのご意見をほぼほぼクリアしていただいたのか、いやいや、宿題としてこういう部分が残ってるねんというようなところがありましたら、ちょっとそれもお聞かせ願いたいなと思います。

1点、私、この委員会で提案といいますか、お願いといいますか、させていただいた部分が全然反映されてないので、ちょっとその1点、ご紹介といいますか、確認させていただきたいんですけども。2ページです。これ、東側になるんですけども、野外テラス、これは外に張り出した形のテラスというイメージなのかなと思うんですけども、このテラスから東、道までの間、どのぐらいあるのかなと。

何を言いたいかというと、キッチンカーということで、ここに車1台が入れるスペースは設けていただいております。障がい・車椅子専用の駐車場もここに、これは2台分ですね、ちょっと確認しますけど。2台分の駐車場を設けていただいている。

もう一つ、公共バスがこの複合施設に横づけで乗降できるような、そういうお願いも私はこの委員会でしたと思うんです。なぜかというと、これ、ほかのところで降りちゃうと、何回も言うようにですけども、道を越えてまたこの複合施設に入ってこなあかんという、危険も伴うということも再三お願いをしているわけなんですけど、そういう公共バスが横づけできて乗降できるようなスペースというのも設けるべきじゃないかな。公共バスの利用もこれによって促進されるんじゃないかなと、こういうふうに考えるわけでございますけれども、その辺の見解をお示してください。

それから、階段。私、これ、段階、階段といっぱい、ぐるり、周囲にあって、階段といえは上に上がるための手段やというのが一般的な感覚やけども、この施設においてはベンチという考え方と階段という機能と両面を持ち合わせた、デザイン的に、はやりといいますか、そういう意味での階段であったりベンチであったりという考え方やなと思うんですけども。

1階でもあるように、車椅子で来られる方にとっては、当然、幾ら手すりをつけようが、車椅子がこの階段を上ることができないと。そういう方のためにエレベーターの増設をしていただきました。それによって、この階段を使わなくても不自由なく障がい・車椅子の方が1階、2階、3階と移動、施設を利用できるように充実をしていただいたというふうに私は思うんですけども、その辺の不足といいますか、いや、ここはちょっと入りにくい、行きにくいというような箇所はないというふうに信じているんですけども、そういうふうに考えていただいたということの確認だけさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

奥本委員長 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** まず1点目の、これまでにいろいろとご意見を頂戴した中で、その中で宿題等の部分があったのかどうか、あるのかどうかというお問い合わせですが、たくさんの方にご意見を頂戴いたしまして、すごい細かい内容から大きい部分に係る部分もあったんですが、ほぼ大きい部分につきましては反映をさせていただいたつもりでございます。中には、フロアをそのまま変えてほしいというご意見もありましたけれども、そこはなかなか困難であったかと思います。課題というところでは、先ほどからもありましたように、手すり等の課題があったかと思います。

それから、2点目の公共バスの横づけのことになりますが、現在、公共バスは国道166号線のところで、れんかちゃんバス、両方、両サイドに乗降するバス停がございますので、文化会館の東側に入ってくるれんかちゃんバスはなかったかと思うんです。そこを変えたとするとルート変更になるかと思うんですが、そこを通ったときに、じゃ、次、当麻寺駅へ行くまでに道が細くなりますので、そういったこともちょっと課題が残るのかなと思います。

さらに、屋外テラスから歩道、道までどれぐらいの距離があるのかというお問い合わせですが、この平面図で示しております屋外テラスから更に歩道が約2メートルほどありますので、その2メートルを越えて道路という形になるかと思います。

(「もっとある」の声あり)

**吉田庁舎機能再編推進室長** すみません、もう少し、2メートル以上あるかと思います。

それから3点目の、階段についてのベンチ、階段としての機能を両面ですということ、その過不足ですかね。過不足については……。

(発言する者あり)

**吉田庁舎機能再編推進室長** すみません。そうでしたね。車椅子の方が、もちろん階段は難しいので、エレベーターを出入口付近からすぐのところに1台増設させていただきましたので、車椅子の方が出入口から、正面から来られたときには、その増設したエレベーターを使っていただいて2階・3階に行くことが可能となります。さらに、もともと設置を考えておりましたもう1基のエレベーターにつきましても、こちらの中2階にとまるエレベーターになりますので、このエレベーターで全階に行くことが可能となります。

以上でございます。

**奥本委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。たくさんのご意見が恐らくお寄せいただいていると思います。ただ、1つずつ、これ、きちっとやっぱり理論武装しておいていただきたい。以前からもそういう意見があったんですけども、いろんなこういう意見を聞く機会でご意見を言ったのに全然反映されていないというようなことが、今日まで、この施設を造るに当たって、再三そういうご意見をお聞きしております。やっぱりできないところはきちっとその理由を理論武装しておいていただくと、またもう一回基本設計の見直しとかなってくるので、これ、何回も同じことの意見を言っていただく方にも失礼かと思うので、きちっとできないところについての説明はしていただきたい。

公共バスに関してですけども、これ、現状のことを言うてるのと違うんですわ。将来のこ

とを言うております。法定協議会で、葛城市の公共バスを今後どういうルートで走らすんだということは、現状ありきじゃないと思うんです。私は、この葛城市の主要な施設をきちっとやっぱり循環していただくような公共バスでないと、田んぼの真ん中にバスがとまるというふうなルートでは困ると思うので。やっぱり利用していただく施設にきちっと公共バスがとまっていたら、ルートとして入れていただくということを念頭に、今、この施設の形をつくっておかんと、道をはみ出るから行けませんと、また後からそういうことになるかと思うので、やっぱり構想として、将来のビジョンとして、こういうこともできるような可能性をちゃんと持っておいていただきたいなというふうに要望しておきます。お願いします。

それと、階段。心配しておったのは、一番懸念するのは、高齢の方で、手すりを持って、手すりがあると上れるということで、手すりの有効性というのは先ほどからお話を聞かせていただいて十分理解したんですけど、いろいろと障がいの度合いによって、いやいや、手すりがあってもやっぱり2階に上れないと。階段だらけで、あんなとこ、二度と行くかみたいな施設では困る。そういうことをフォローするためにエレベーターで、この条件で、そういう階段を使えない人が利用しやすい条件に改善していただいたというふうに、私はそういうふうに理解をいたしましたので。

もう一度、公共バスのところだけ。もう少し将来のことを考えていただけるのか、いただけないのか、ちょっとご答弁をお願いします。

**奥本委員長** 東副市長。

**東 副市長** 東でございます。よろしくお願いします。

ただいまの増田委員のご要望でございます。そのとおりでございまして、今後この施設というものが葛城市にとってどういった位置づけになるのかというのは、本当に、考えてみますと、重要というか、期待の持てる施設になってくるだろうというふうに考えておるところでございまして、市といたしましても、今、委員お述べのように、どういうルート変更ができるのか、安全性等を考えまして、また跡地のことも考えまして、それらを含めてルート変更ができるのか、またどういった活用ができるのか、活用といたしますか、バスの乗り入れができるのかというのは今後検討していかなければならないのかなというふうに思っておりますので、ご理解賜れたらなと思っております。

以上でございます。

**奥本委員長** 増田委員。

**増田委員** よろしく申し上げます。そのためにも、現状の設計の中でそういうルート、横づけ乗降ができるスペースがあるのかも含めてご検討をよろしくお願いします。

**奥本委員長** もう一度確認だけしておきます。今、基本設計、これが出来上がりました。この状態から路線バスの横づけという変更は可能なんですかね。それがまず可能かどうか。可能じゃなければ、今、副市長がおっしゃったように、将来的にここに、人が集まる場所に対して、路線バスのルートを設定する、いろいろ国交省の認可とか要りますけども、それをやる場合は違う場所でやるのかどうか、そこだけちょっと改めてお願いします。

東副市長。

東 副市長 その件に関しましては、今はこの施設ですし、今後、跡地もありますので、その関係性も鑑みまして、どうやったらできるのかというのをちょっと……。

(発言する者あり)

東 副市長 そうですね。この横づけできるのかというのはかなり難しい部分になってきょうかなと思いますけれども、今、皆さんもご存じのように當麻庁舎の跡地、あそこはちょっとスペース的にも余裕といいますか、ありますもので、あの辺をちょっと、ロータリーができるのか、今後それは考えていって、そこにバスを周回できるというか、停留所が、バス停ができるのかというのを検討できればなと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 これ、改修でかなりいろんな人からの要望も受けて、なかなかよく、僕も一応プロの目線から、なかなか大変やった作業で、ここまでようプランをつくらはったなというところは感じております。屋上の件も、やっぱり検討もしていただいて、使わないということになったと。

今、委員、口いっぱいいろんなことを言うてはりますねんけど、やっぱり、もちろん身体障がい者の方も安心して使ってもらなあかんし、ユニバーサルという形でやっぱり考えてもらなあかんというところも。というのが、やっぱり、ここばかり、ここばかりと言ったら、デザインがちょっとおろそかになったりするときもあります。やっぱり、みんなに来てもらって楽しんでもらえる、そういうふうな、後の色決めであったり、そういうところも含めて、やっぱり設計者の人には、ぐっと固まらずに、もうちょっと柔軟な形を持って考えてもらえたらなというところでございます。僕らもやっぱり言わんなんとは言わんなので、それは言うんですけど、やっぱりできてよかったなと、最後、やっぱりこういう格好ええもんができたなというところは造っておいていただきたい、ただの箱物じゃなくてね。やっぱりせっかくデザインしてもらっているんですし。その辺は、私は意見として言わせていただきたいなと思います。

本当によくまとまったなと、僕は見て、そういう意見でございますので。次、基本設計、これはまた後戻りなんかできないので、次々、ちゃんと着実に進めていけるように、実施設計も。その辺だけちょっとよろしく願いしておきたいなというところでございます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 西川委員のお話があったので、ちょっと私も。今のこの最終的な設計に至った時点でいろんな方のお話を聞かれたということがあったと思うんです。でも、私としては、最初の段階でそれをやっておけば、こういったいろんなことがなかったのかなというふうにも感じているところなんですけれども。

これを1つの例に取って、今、副市長が、この施設は重要な位置づけになるというふうにおっしゃっているんですけども、最初、私も吉村委員と同じようにいろんな施設を見まして、やっぱりバリアフリー、ユニバーサルデザインがちゃんとなっているところというのは、トップの考えがしっかりそこに位置づけられているんですよ。今回、最終設計ということもあり、こういうのが出てきたというところで、私は市長に、インクルーシブ社会の中でのユニバーサルデザインの在り方とか、そのユニバーサルデザインの中でのバリアフリーという考え方を市長はどういうふうに持っておられるのかというのをちょっと聞いておきたいなというふうに思っております。というのも、この公共施設というのは何十年にもわたって残っていく施設でありますし、社会自体がユニバーサルデザインの方向に向かっている中で、個人的には、階段いっぱいあるやん、これってどうなのかなというところの疑問が私自身ありますので、その辺を、これからの葛城市のまちづくりに関して、そこはすごく重要なところだと思うんです。それを、取りあえず市長の今のお考えを聞かせていただきたいというふうに思っております。

**奥本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** ちょっと意味がよく理解できないのかもわかりませんが、階段があることがユニバーサルであるのとイコールにはならないような気はするんですけども。階段があってしかるべきで、それに代わるものでその階が利用できるようなシステムがちゃんとあればユニバーサルやと理解しています。階段が多いことが果たして悪いことなのかどうか。本来、この階段の利用については、避難経路にもなりますし、いろんな意味がありますので。ですから、階段があることイコール、ユニバーサルではないということではないように理解しております。ですから、階段があっても、設けても、それに代わる部分でちゃんとその利用ができるような形式であれば、私は、ユニバーサル、いろんな人が使える施設であるという認識を持っております。階段があることが決して悪いことだとは思っておりません。

以上です。

**奥本委員長** 阿古市長、今、そのお考えに基づいて、階段を使えない方のために設計のほうを、エレベーターとかを設置していただきました。今、柴田委員の質問は、この施設に関してではなくて、今後、市の行政としてのまちづくりの中でそういう考えをどう盛り込んでいくかという質問だったと思うんです。その辺り、もう少し踏み込んでお願いします。そういう考え方をどういう形で反映していくかと。

**阿古市長** これは法律に基づいておりますので、絶対的に施設というものはそういう形式でないといえ得ないということやと思いますので、それ以上のことはないと思います。

以上です。

**奥本委員長** 柴田委員。

**柴田委員** 法律にのっとって建てていると。法律にのっとっていろんなことをされているということなんですけれども、その根底にあるのは、やはり、誰もが住みやすい、障がいのある人も、性別・人種などの違いがある方も認め合って、お互いに尊重し合って生活できる社会を目指すという下にユニバーサルデザインもあるし、バリアフリーも最終的にはあると思うんです。

だから、それが、法律にのっとっているからいいじゃないかということにはならないと思うんですよ。もちろん法律にのっとってやっていただくのは最低限のことやと思います。その上に立って、市をリードしていく方がどういうふうな方向性を持ってまちづくりをしていくかというところはそこに表れてくると思うんですよ。だから、私も階段がどうのこうのというわけではありませんけど、先ほど市長がおっしゃった避難経路にもなるしということですが、じゃ、車椅子の方がそれを使って避難できるかということを考えてときに、決してそうではないと思うんですよ。だから、そこにもう一步踏み込んで、法律よりももっと踏み込んで考えていくところにそのユニバーサルデザインがあるんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、その辺り、もうちょっと、法律だけではなくて、気持ちというか、考えというか、そこをもうちょっとしっかり持っていただけたら私も安心できるんですけども、その辺り、もうちょっとお願いします。

**奥本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 避難経路の場合、圧倒的に車椅子をお使いになる方というのは少ないように思います。ですから、車椅子をお使いになる方は車椅子用の避難経路がある、それと、大多数を占める、階段を利用できる方は階段を利用するというような形になりますので、両方とも問題ないように理解しております。

以上でございます。

**奥本委員長** 最後、行きますか。言いつ放しですか。

柴田委員。

**柴田委員** 今お話を聞いた時点で、もうバリアがあるなというふうに私は認識しました。私、この間、防災の議員研修を受けたんですけども、正常化の偏見というのを教えていただきました。自分は大丈夫やろう、こんなことはめったに起こらへんやろうという中で私たちは動いていると。しかし、車椅子の方がたまたまその公共施設にいらっしゃって被害に、災害に遭われたときに、じゃ、どうするのかということも考えるのが行政の仕事の1つだと私は思っておりますので、その辺りまでちょっと深く考えていただきたいと要望いたします。

**奥本委員長** そしたら、ちょっとどうまとめようかなと。今、それぞれおっしゃることは分かるんですけども、法がどうのこうの、建物がどうのこうのというよりも、それプラスアルファとして、人が介在すると、この運用が重要かなと私は思います。例えば、車椅子で困っていらっしゃる方は、平常時でもやっぱり行って手助けするとか、そこの気持ちをどう醸成していくかというところの組合せかなと思うんです。だから、市長がおっしゃるように、一番最初の初期の基本設計では、それだけで実は法的な要件はクリアしていました。でも、それ以上のことを今回踏み込んで対応していただいています。それでもやっぱり心配される部分はあって、そこは臨機応変に、人の手、手助けが必要な部分かなと思うんです。今回の先ほど谷原委員が質問された車椅子の駐車スペースから、受付カウンターの方が迎えに行く、これも人によるマンパワーの手助けですよ。こういう組合せが新たな公共施設をつくっていくものやと思っているので、そこは今後の運用に関してまた当然考えてもらっていると思いますので、その意味も含めた上で、いろんな意味、ユニバーサルデザイン、インクルーシブデザイ

ンもカバーできるようなところでまた目指していただけたらと思います。

ほか、いいですか。

(「なし」の声あり)

**奥本委員長** なければ、この1番目に関しては一旦ここで終わりとしします。

それで、委員の皆様を確認したいんですけども、今回の基本設計の最終型ということをしてこの特別委員会として承認するということによってよろしいでしょうか。これでまた次の段階に進めますので。よろしいですか。

じゃ、そういう形で委員会として一応承認するという形になります。また、今後、詳細の設計とか内装のところは今後の詳細設計とか、あと、運用に関してはこの後の話になりますけども、一応この設計に関しては以上という形で……。

(発言する者あり)

**奥本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 承認するとかどうかということではなくて、もう基本設計の議論はこれで終わって、任せるということで、こういう議論でずっと来たと思うんです。つまり、基本設計が最終的に固まるまでは皆さんの意見をしっかり聞いて、基本設計が固まった以降は、細かいことを言うと、かえって設計がぐちゃぐちゃになるということがあるので、だから、ここで打ち切ると。それで、中身については、今後もいろいろ意見はあったとしても、それについては、基本設計についてはここで終わりという、そういう確認でいいと思うんです。承認という形は……。

**奥本委員長** 承認というのは、要するに、特別委員会で審査を任されている以上、何かの結論が必要で、議決はできませんので、その確認という意味で、ここで終わりという意味の承認と。ちょっとその言葉の使い方が難しいんですけども。

吉村委員。

**吉村委員** 承認というのはちょっと誤解を招くと思います。我々、議決はできないわけですから。質問については、これは別に、認めていると言ったらおかしいですけど、今回、例えば、階段が多い施設になっています。これは、やはり1つはリノベーションという制約がある中で、原課の職員さんは非常によく頑張ってくださったと思います。その中で、例えば、エレベーター1つ取っても、今度のストレッチャー対応のエレベーターを1基、やっぱり前回なかったものを入れてくださるとかあるわけです。そういう中で、階段が多いというのは、やっぱり市民の皆さんから多くの懸念の声が上がっているんです。それを何とかしてクリアしようと思って現場の方は頑張ってくださって、ここまで来ているということは非常に理解をしています。

ただ、これをもってオーケーとかいうんじゃないくて、我々も市民の声をしっかり届けるというのが委員会の仕事ですので、それはさせてもらって、それに対して行政の方もできる限り対応してくださったというふうなことで。なので、これについてできる限りのことは我々も声を届けたということだと思います。という場だと思いますので、これをもって承認をしてオーケーを出したと言われると、大変私どもとしてもつらいものがありますので。行政の、特に担当課の方は非常によくやってくださったことには感謝を申し上げたいと思います。で

きる限り声を拾っていただいて、本当にこれについては改めて感謝を申し上げたいと思っています。

以上です。

**奥本委員長** 承認という言葉がちょっと引っかかるということですけども、特別委員会の役割として、常任委員会で審議できない専門的なところを議論する場ということでこの委員会が設けられているわけです。そこに対して、これまでいろんな方の意見を聞きながら、反映しながら、段階を踏んでやってきた。だから、その段階を取りあえずここで一旦クリアするという意味なんです。だから、言ってみれば、これをまたご破算にして、そしたらこれを全てやるためにはどうしたらいいか、こんな、リノベーションをやめて新築にしたらいいじゃないかという話まで戻ってしまうと困るわけなんです。これは行政としてもやっぱりこれまでかけた時間が無駄になりますので。そういった意味での、承認という言葉が悪いのであれば、確認でいきますけども、これを、だから、後戻りして同じ議論を繰り返すということは一応この委員会としてはなしにしますという意味です。そこだけご理解ください。

**川村議長** ちょっとよろしいですか。

**奥本委員長** 議長。

**川村議長** 議長として一言言わせていただきます。

今回まで相当な回数を経て、ここまで基本設計にやっと来たと。本当に原課におかれましては、非常にしっかり聞く耳を持たれて、前回、私は、配慮が足りないのではないかというふうに言わせていただきました。その中でも、今回のエレベーターのもう1台の設置というのは非常に考えていただいたと。いろんなリスクも、そら、想定できることというのはいっぱいあると思います。ただ、市民が使いやすいと。先ほど言われたソフトとハード、どちらもやっぱり完備された、そういう施設にさせていただくことが肝要であるかと思っています。ここでまだ議論が尽くせないという方は、やっぱりこの時間いっぱい使って、言うべきことは、ここは議論の場ですので、ここで採決する場ではないんです。ただ、これを言うことによって、原課は議会として市民の意見を捉えたというふうに取り扱ってくださるものと信じておりますので、今日出ました意見、階段も非常に、何段あるのかな、それから、階段の高さはどれぐらいなのかな、細かいことを言っていったら、それは大変なことですけども、より安全、もう最小限、そういった配慮は常にさせていただきまして、基本設計、完成させていただきます。これは執行部として、我々議論は尽くしたのかなと思うんですが、それでも、委員長、まだ足りないということであれば、再度確認の上、そういったご意見、議論をしていただければと、最大限使っていただければと思いますので。議長から言うべき部分については、ここは議論の場であると。そこで意見をしっかりとっていただきたい、市民の代わりに言っていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ時間の許す限りよろしく願いいたします。

**奥本委員長** 議長からアドバイスをいただきましたけども、細かな、設計段階で手直しできるところは、今後まだまだ議論の余地はあります。まずは、この基本設計に関して、ここで本当に議論を尽くして、次の、まだこの後、2番目、3番目の話になるんですけども、そこに進んで

いかないといけないんです。取りあえずこのところは一応出尽くしたというところまで進めたいと思いますけども、何かご意見等ございましたらお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

増田委員。

**増田委員** 最後、ちょっと確認しておきます。私も先ほどエレベーターについて、ほぼほぼ、障がいをお持ちの方にも十分にご利用がいただけるような装備ができたということを確認したんですけども、これ、市長からもありましたように、災害時というお話が出ました。災害時になりますと、この頼りにしていたエレベーターが使えなくなると。そのときの障がいをお持ちの方、階段を利用できない方の緊急移動方法等も十分に想定した中で装備・設備の充実を図っておいていただきたいなど。これでええのか、いや、もう少しその部分については階段をスロープに一部するとかというような方法とかですね。この階段で、みんなで抱えて上り下りしようというふうな方法でクリアできるというのであればそうかもしれませんが、災害時にエレベーターが止まるということの想定だけしておいていただきたいというふうをお願いしておきます。

**奥本委員長** 今の想定、どういうふうになっているか答えられますか。

阿古市長。

**阿古市長** もうこれはおっしゃるとおりやと思っておりました。ただ、その場合、じゃ、そこまでやることができるのかどうかといいますと、非常に今のスペースの中では難しいのかなと。スロープを全部にすればといったら、ぐる一つとらせん状に回すというような考え方になるんですけど、それは難しいように考えております。現状としては、人の善意に頼った形、もしくはスタッフの、職員の能力に頼った形の避難になるのかなと考えております。車椅子の方が、その施設に起こった事象の内容によりますけど、何名おられるのかということにもよるでしょうけども、多分それはカバーできる範囲内なのかなという認識を持っております。施設設計において、全ての施設が、じゃ、どこまでやるのかというのは、実は大きな問題やと思います。これは、例えば保育所の施設もそうですし、学校教育の施設もそうですし、じゃ、全てそのような形を予想した形での施設の整備ができるのかというと、そうではないという認識を持った中で、じゃ、それをどういうふうな形でカバーするのかというのは、災害対応等のマニュアル的なものでカバーしていく必要があるのかなという認識を持っております。

以上でございます。

**奥本委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

柴田委員。

**柴田委員** 私、一言だけ原課の方に。いろいろあったと思うんですけど、当事者の方々にいろんな話を聞いていただけたと思うんです。それを今のところに反映させていただいていることに私は感謝しているということだけちょっとお伝えしようかなと思いました。それだけです。

**奥本委員長** ほか。

西井委員、いかがですか。いいですか、最後。

西井委員。

**西井委員** 前回の基本設計の案として、そこからいろんな、当初からもバリアフリー法に基づいた設計を出されていたことは認識しておりますが、それ以上に皆さん方の意見を尊重した中で、できることはできるだけされた。また、我々も考えんなんのは、いろんな問題があったかて、最終的にはいろんな方法はできて、ある程度予算の裏づけという問題で、やはり、したくてもできないことがあるんじゃないかなというのと、それと、スペースとかの問題があるんじゃないか。そんな中で言ったら、なかなか、できるだけ要望を聞いてもらった中でやってもらった。ただ、今まで、今日の意見を聞かせてもろうて、コミュニティバス等の考え方が当初からもうちょっと、補助金の関係もあるから、なかなかそれとの交渉、そういう面での交渉はあるけど、できるだけそういう面をうまく当初から考えてほしかった。ただ、その代替案として、できるだけ考えますという答えが出ているから、答えから言ったら、できるだけその辺も含めて。

また、我々、この建物自身ができてから、みんなが気がつくことがあるわけです。それが、先に気がつけばええのやけど、気がつき損なったなということがあると思いますねんけど。ただ、いろんな意見を聞いた中でここまでやってもろうて、これ以上考えやんかと言うても、なかなか現実に物事ができてからしか分からないということがあるから、それ以上、私もあまり、ようけ考えて、ええ方法を考えてほしいけども、これ以上は無理難題は言えないんじゃないかなと思っております。

それから、先ほど委員長がおっしゃったように、取りあえずここまでの説明はこの会議では大体したという意味合いやということで理解しております。

以上です。

**奥本委員長** 松林副委員長、お願いします。

**松林副委員長** 特別特定建築物ということで、国の示すところのバリアフリー法は最低限クリアしているということで、それ以上にいろんな市民の皆様のお考え、バリアフリーに対する考え方、ここはちょっとまだ不安があるよというようなところを全てクリアしていただいて、例えば、トイレの件とかエレベーターの件とか、エレベーターも1基増設しました。そしてまた、屋上の件もありましたけども、屋上はもう使わないということで、本当に様々な要望を集約してやっていただいたと思います。これ以上の部分というのは、もう最大限努力、原課の方にも努力していただいたと思います。そしてまた、今後、小さい部分については、修正できるところはまだ出てくるとは思いますけども、本当に原課の皆様、どうもありがとうございます。バリアフリー法、基本法というところで、本当にありがとうございました。

以上でございます。

**奥本委員長** どうでしょうか。もう大体出尽くしましたか。いいですか。

(「なし」の声あり)

**奥本委員長** じゃ、一旦、この1番目のところは以上としたいと思います。

ここで10分だけ休憩を挟みますので。16時30分に再開したいと思います。

休 憩 午後4時19分

再 開 午後4時30分

**奥本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、次に、(仮称) 當麻複合施設管理・運営に係るサウンディング調査について理事者から説明願います。

吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** それでは、資料3、當麻複合施設管理・運営計画についてご説明いたします。

以前、管理・運営計画（前編）におきまして、指定管理者の活用に向けて検討を進める旨を説明いたしましたけれども、今回の管理・運営計画（後編）では、葛城市の目指す施設運営について取りまとめをいたしました。

なお、今後、運営事業者向けに公募に向けたサウンディング調査を実施する予定で、この計画は、サウンディング時に求める管理・運営の概要説明資料として、資料1と併せて活用させていただく予定でございます。

内容につきましては、當麻複合施設を、市民と共に地域の価値を創造する「地域共創のひろば」として、新たに生まれる魅力ある施設とそのサービスが、これまで公共施設を利用している人々に加えて、これまで公共施設の利用がなかった人々や未来を担う子どもたちをも惹きつけ、わくわくするような多様な出会いや発見、そして活動や交流を生み出せるよう、管理・運営に対する考え方や目指す仕組みづくりについて取りまとめをしております。

なお、サウンディング調査では、この概要を基に、當麻複合施設の活用案について提案を求めつつ、業務内容として実行が可能な事業者であるかどうか、また、平面計画に問題点や改善点がないかどうか、うまく競合してもらうにはどのような要件にすればよいかなど、今後の公募資料作成に向けたヒアリング調査にしたいと考えております。

以上でございます。ご了承賜りますようよろしくお願いいたします。

**奥本委員長** ただいまご説明いただいた件につきまして、これは指定管理のプロポーザルに係る要求水準書をつくるためのサウンディング調査に向けた基本理念のところなんです。ですから、あまり深くこれをここで言ってしまうとサウンディング調査に影響する可能性があるので、なかなか質問とか確認しづらいところなんですけれども、それを踏まえた上で、確認事項でございましたらお願いいたします。

谷原委員。

**谷原委員** 指定管理者制度で管理・運営をやっていくということですけど、私は基本的に反対の立場をずっと表明してまいりましたので、ちょっとそういう観点からになるかと思うんですけれども、指定管理者制度といった場合、これをなぜ指定管理者制度で行うかという目的ですね。これについては議論を1回しましたので、ここで改めてということにはなりませんけれども、やはり民間事業者の優れたノウハウを生かしていくということが指定管理者制度利用の大きな目的にあると思います。今回、図書館以外にも、要は社会教育活動について、当然、貸館も含めてあって、この中に、3ページから4ページにかけて、地域コミュニティを育む取組というふうなことも含めて、要は、図書館活動以外にもそうしたことを指定管理者に求めて

いくと。図書館以外の機能がありますからね。だけど、これについてそういう事業者というのがあるんですかね、そういう経験・ノウハウを持った事業者。これについてちょっとお伺いしたいんです。つまり、民間事業者のそういうノウハウを生かすということが指定管理者制度の大きなメリットとすれば、これが、そういう事業者がいるのかと。図書館については、いろいろそういう事業者は増えておるようですけども。これについてお伺いします。

**奥本委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** ただいまの質問でございますけれども、この運営事業者として、プロポーザルをしたときに応募していただけるような事業者はたくさんございますので、それを今後進めていきたいと思っております。

また、図書館に限らず、貸館を得意とする事業者もおられますので、そういったことも検討していきたいと思っております。

**奥本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 私がお聞きしたのは、そういうノウハウがある事業者がいるのかということをお聞きしたんです。手を挙げる事業者はいっぱいいると思いますよ、これは仕事を与えるわけですから。できなくても手を挙げる事業者はいるんですよ。やった中で経験を積んでいこう、ノウハウを取っていこうと。実際、図書館でもそうでしたから。図書館活動のノウハウがなくても、受けることでノウハウを積んでいこうと。だから、手を挙げる事業者はたくさんいると思うんですけれども、そういう社会教育活動における指定管理者制度の実績があるような市町村なり、そんな調査はされているのかどうか、ちょっとお聞きします。

**奥本委員長** 木下補佐。

**木下庁舎機能再編推進室長補佐** ただいまの質問にお答えいたします。

事業者は、ここでお名前を申し上げることはできないんですが、多数確認をしてございます。特に貸館だけでなく、そういった貸館を利用したイベント業務であるとか、日常の、もちろん滞りなく貸館業務を行うということに加えて、その館自体を活用してイベント事をして盛り上げていく、ワークショップを行ったりとか、子どもたちを呼んでイベントをするといったことを得意としていらっしゃる事業者はたくさんあります。あれとかこれとかたくさんありますので、その辺も含めてサウンディングのほうで、我々の思いと合致するのかどうかというところを確かめていきたいというのがこの説明の趣旨でございます。

以上です。

**奥本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** そういう事業者があるということで、具体的にそういうことをやっておられる事業者は把握しているということで、分かりました。

**奥本委員長** ほかに。

増田委員。

**増田委員** これ、指定管理のメリットというところかなというふうに思うんです。住民の方からすると、本来、市が直営でやるというのが基本的なスタイルでしょうと。それを民間にやらせてというふうなイメージ。私、ここで必要になってくるのは、今まで以上のサービス。この公

共施設を使った今まで以上のサービスの向上が見込めるとかというご提案であったりね。もう一方では、現状の直営でやっているコスト計算。これが幾らかかかっていて、指定管理にすることによってその負担が下がるとか、そういった検証というものが必要になってくるのかなと。

ある住民の方から、私、体育施設について、指定管理にしたらどうやということをぼんと言われました。どういうことかなということなんですけども、どうしても職員さんというのは決まった時間でお仕事をしていただいている。朝7時から体育施設・グラウンドを利用したいけども、8時半しか職員さんが来ないから8時半から。夏場の8時半、グラウンドにボール遊びをしに行ったらぶっ倒れるような時間帯しかあの体育施設を利用できないという現状からいくと、民間、指定管理によって、いや、朝7時からちゃんと鍵もお渡しして利用できるようにしますとかになると、より有効な公共施設の活用になってくる。そういうふうなお話を聞かせていただいて、私、目からうろこの状態でした。

やっぱり、どうしても一般的な説明不足のままで指定管理ということになると、あまり市民の方からはいいイメージがいただけない。そういったメリットというものを明確に、はっきりとお持ちいただく必要があるのかなというふうに思います。現状、指定管理によってこういうメリットがあるということを把握していただいているようでしたらお聞かせください。

**奥本委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** ただいまの質問でございますけれども、この管理・運営につきましては、管理・運営基本方針というものを策定し、特別委員会のほうでもお示しさせていただいたわけなんですけど、その方針では、指定管理者制度の導入、それから直営、業務委託、この3つのパターンでいろいろとメリット・デメリットを探りました。それについて、新しい複合施設がどの方法・手法を用いて運営すればいいのかというものを今後分析していくということととどめておりました。

次に、管理・運営計画の前編でそういったメリット・デメリットを分析いたしまして、新しい複合施設は指定管理者制度の導入が望ましいだろうと。でも、新庄のほうの図書館・文化会館は直営で残すということで、そちらの指定管理者制度の導入に向けて前回の特別委員会で示させていただいて、ご了承を得たと思っておりますので、その方向で今進めているところでございます。

以上でございます。

**奥本委員長** 増田委員。

**増田委員** いやいや、そうなんです。そうなんです。決めましたじゃなしに、決めた理由についてちゃんと根拠をお持ちなのかということなんです。先ほど申し上げましたように、従来の体育施設のように8時半始まりで5時に終わるというふうな出勤体制のままの施設利用でいいのかどうか。特に図書館とかになりますと、議員もあちこちの図書館を見学させていただいたら、やっぱり夜7時とかそういった勤務体制、運営体制になっていると。職員さんで7時まで残業となると、会計年度職員さんとかの負担になるのかどうか、そのところはよう分かりませんが、直営でいくには、若干、朝晩の勤務帯、時間帯に無理があると。指定管

理によって、それ以上の、より朝晩のサービスの向上が見込めるよ。それから、先ほど言ったように、今のコストというものをやっぱりはっきりしておかなあかんと違うかなと。正職員さんの年間の給与から換算・積算すると、今の図書館の運営で幾らになっているとかというのは十分把握をされていると思うんです。それとの費用対効果というものを明確にお持ちじゃないと、説得力といいますか、説明に不足するのと違うかなと、私はそう思うので、お持ちですかと聞いているんですよ。それですよ、聞いているのは。

**奥本委員長** 木下補佐。

**木下庁舎機能再編推進室長補佐** 前回にそういった部分を踏まえて説明をし切れなかったのかなという部分も今伺いして思うんですが、根拠自体は確認をしております。例えば、今おっしゃった開館時間に関しては、長くしてほしいというようなご要望の声もたくさんいただいておりますので、そういった向きで事業者のほうとは協議をする予定をしております。ただ、当然長くなりますと、その分、人数がかかったりですとか、そのほかの経費に関しても、電気代を含め、かかってまいります。それを直営で行った場合に、どのぐらい費用が、差が出てくるのかということも試算をして、比較を前回しております。それを踏まえて、比較した結果、多少、指定管理者に任すほうが安くなるというような試算結果が出てきましたので、今回、指定管理者でいかせていただくということが望ましいという方向性について決定させていただいたと認識をしております。今回は、その辺は前回試算の内容で終わっておりますので、その辺を具体的に事業者のほうに、今回我々が求めているサービス内容と照らし合わせて話し合いをしまして、その試算が正しかったのかということも含めて業務内容というのを検討していきたい、サウンディングで相談していきたいと思っております。

以上です。

**奥本委員長** 増田委員。

**増田委員** 前回のときに、私、聞いた覚えがあります。まだちょっと確定的なお話じゃなかったのが今回もう一度確認をさせていただいたんですけども。市民の皆さんにこの指定管理を十分にご理解していただくのに、この2つ、要するに、サービスの向上とコストの低減、これが望めるねんということがこの指定管理をする一番の理由だということをはっきりと、私は、きちっとお伝えをしていただく必要があるのかなと。そうしないと、よそに任せてサービスが低下したという、そういう弊害にならないように、これによって、より以上のサービスの向上が見込めますということで、こういうふうに決定をいたしましたという根拠をはっきりとお持ちいただきたい。私どももそういうふう to 認識をしておきたいというふうに思います。

**奥本委員長** 前回になるのかな、當麻複合施設管理・運営計画の前編（案）というのを示していただいて、この中で3つの視点に基づいた分析というのを説明いただきました。ちょっとこれが今回この委員会で初めてご覧になっている方も分かりにくいと思うので、もう一回そこを、コストの視点、サービスの視点、組織の視点とありましたので、ちょっとかいつまんで結構なので説明をお願いしますか。それと、それぞれの視点に当たっての分野として、図書館、それから庁舎、施設にわたって説明いただきましたけども、今の、どういうポイントで、その視点というところだけ、もう一度改めてお伝えいただいてよろしいでしょうか。

それと、増田委員おっしゃるように、これがなかなか周知できてないというふうに私も思いますので、それを今後どういうふうに市民に対して訴えかけていくか、ご理解いただけるように考えているかを併せてお願いします。

吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** 管理・運営計画の前編で、3つの視点で分析を行った内容について説明をさせていただきましたけれども、まず、コストの視点につきましては、開館日時の拡大への対応であるとか、維持管理業務を含めた運営、それから事業等の収支バランスの改善等を分析した結果、指定管理者に優位性が認められると考えられます。

それから、サービス・スキルの視点ということで、専門的な人材の確保及び維持、それから、図書館以外の施設運営能力、それと、生涯学習の自主事業の開催能力、事業・運営マネジメントの能力、最新技術の情報収集と活用、こういったことも指定管理者に優位性があるという理由づけが、分析の結果、出ております。

それから、組織の視点といたしまして、複数の異なる組織の融合、それと、事業組織の既成概念の変化、マンパワー不足への対応といったところで指定管理者に優位性があると認められると考えております。

以上でございます。

**奥本委員長** 今後、市民に対してどういうふうにこれを周知していくかというところは説明できますか。周知というか、どういうふうに理解を賜っていくか。

吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** すみません、こちらの管理・運営計画（前編）につきましては、方針も含めまして、現在、ホームページで周知をさせていただいていますので、今申し上げた内容もそこに全て、計画の中に盛り込んでおりますので、そちらを確認していただければと思うんですが。

**奥本委員長** ホームページに載せているだけというところですよ。私が今聞きたいのは、それをもっと一歩進めて、どういう形で能動的に市民の皆さんに伝えていくか、理解を得るようにしていくかというところが今ないというところでいいんですか、そこは。ちょっと嫌みな言い方かも知らんけど。だから、増田委員がおっしゃったのはそこなんです。それをやっぱりご理解賜っていないと、なかなかこのところはうまく進まないんじゃないかということをおっしゃっているの。つくっていただいたのは分かるんです。我々も説明いただきましたけども、その先が。今、そこで止まっているんです。ホームページに載せていますで終わっているの。これが今後のこの委員会でも非常に重要なところになってきますので。

林本部長。

**林本総務部長** 私ども、今、管理・運営計画のほうを、前編、そして今、後編という形で発信させていただこうとしているわけですが、こちらは先ほど室長のほうも説明させていただきましたように、今後、指定管理という中で事業者とサウンディングをいたします。今、我々が出しているのは、これは当方側の一方的な試算というか方針でありますので、それをサウンディングによって、いわゆる事業者側の視点に立って、そちらのほうからの意見、またイ

ンセンティブ、そういったものをいただいて初めてそれが合致して、皆さんにそこで指定管理の優位性というものを公表できるかなと思いますので、今の時点では、この状態をあくまでもホームページ、またそういったもので周知しているという段階で終わっているという、そこはちょっとご理解いただけたらと思います。ちょっと今後の検討課題というか、検討の結果によってそれを発信していけたらというふうに考えております。

以上です。

**奥本委員長** ありがとうございます。

増田委員。

**増田委員** まだまだ確定してないと。契約も含めて事業者さんとの綿密な打合せもまだできてない段階で、早々しく宣言できないというのは分かりました。

イメージとしては、當麻複合庁舎ってこんな立派なものができますよ、中身はこんなんですよ。その次にあるのが、運営についても、朝の早い時間から、その辺は別として、遅い時間まで利用できるような、そういう体制になりますよ。また、民間の力を借りて非常にレベルの高い複合施設として運営しますよという1つの固まりを1枚の紙に表すというふうなことが私は一番賢明かなと。管理・運営についてどうこう言うたかて、字ばかり書いたって面白くないので、やっぱり全体のイメージを1つのシートにまとめたチラシみたいなものが市民の方に伝える手段として必要になってくるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いしておきます。

**奥本委員長** ほかに。

吉村委員。

**吉村委員** 今回、サウンディングをしていただくことによって、これから、今後、要求水準書をつくる、その材料ともしたいというふうなことがありました。これも言うまでもなく、皆さんご承知のとおり、いわゆる公民館とか文化会館とか図書館のそういう機能を備えた複合施設でありますけれども、ほかの直営の施設との連携ということが極めて大事であると。これは前提で皆さん共通認識だというふうに思うんですけれども。例えば、複合施設に期待するものとしては、市民の方から要望の多い開館時間の延長である、サービス向上であるとか、あるいは、私なんかは特にイベント面ですね。そういった自主事業とかのノウハウをやっぱり全国적으로持ちのところもあるようにも聞いておりますので、そういうふうなものがあればいいなというふうに思うんです。

連携といっても、いろんな施設がありますが、ちょっと1個、私、図書館のことについて絞って、一例として話をしますと、新庄図書館というのは公共図書館としてあります。今回、こういう図書館、やることによって、この複合施設だけを、新しい施設を造るということだけで終わらせてしまうと、連携ということがちょっとやっぱり希薄になってしまうかなというふうに思うんです。やっぱり新庄図書館、公共図書館、直営の図書館のレベルアップに、サービス向上というか、これにもつなげていくという視点が大事なのかなと思うんです。例えば、今後、人事のことを私がどうのこうの言える立場ではありませんけれども、今、當麻図書館と新庄図書館にそれぞれ、職員の図書館司書の方というのはそれほど数もいらっしや

らないのが、例えば新庄のほうに集約することによって、研修とかその辺りの機能を向上するとかというふうな、そういった視点についてが私は必要だと思うんですが、それについてはどうかということ。

それからもう一つは、やはり、あくまでも、例えば図書館でいえば、蔵書構成をどうするかとか資料収集、それから、あとはその分類、資料をどのようにして分類して、どのように配架するかということは、これはやっぱり図書館の機能として大事なところだと思うので、これについてはしっかりと直営のほうの図書館がコントロールするということが、基本的な部分についてですよ、それが大事だと思います。それ以外の、例えばイベントとかそういうところについては、やっぱり民間のノウハウをどんどんやっていただくというところが大事だと思うんですけれども。

ちょっとこの2点について、お考えについて再度確認をさせていただけたらと思います。

**奥本委員長** 東副市長。

**東 副市長** まず1点目の新庄図書館が直営ということと、今お話が出ております指定管理の複合施設、この職員の在り方というか、そういった部分かなというふうに思いますけれども。やはり、指定管理のメリットは、今、さっき、るる議員さんの中からも出ていましたとおり、やっぱりその中でいいもの、民間がやるからいいものというのは当然あってしかりかなと思うわけございまして、そういった部分を生かして、それを公共図書館である新庄図書館のほうにも回せるんやったらそうやって持っていくという相乗効果をやっぱり図っていききたいなという部分では、職員が今は両方にいてますけれども、1つのほうに集約して、民間業者の職員さんの在り方とかを研修しながら、そういったメリットという部分を取り入れて、公共の部分でも生かせたらなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**奥本委員長** 石川館長。

**石川生涯学習課主幹兼図書館長** 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

新しい當麻図書館と、それから、今ある新庄図書館の関連性につきましては、一応、今考えているところでございますけれども、新しい當麻図書館といいますのは、本との出会いを楽しめる図書館というのを目指しておるところでございます。今まで図書館に行ったことのない人でも気軽に図書館に足を踏み入れやすいような雰囲気、そしてまた、そのような資料というものを集めたいと考えているところでございます。反面、新庄図書館のほうは、学びを深めていける図書館。資料につきましても、當麻図書館で収集します本よりも、もう少し詳しい専門的な本を集めて、収集していききたいと考えております。分類につきましては、一応、日本十進分類法というものを踏襲していきたいとは、今のところはそうように考えているところでございます。

以上でございます。

**奥本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 今、石川館長のほうから、日本十進分類法という言葉が出ましたけれども、図書館を利用する者とすれば、大学でも学校教育でもそうですけれども、そのところは、NDC（日本

十進分類法)についてはきちっとやっていただきたい。それをやっていただきたいということは改めてお伝えをしておきたいと思います。

また、これは今回がらっと変わるわけですから、これを本当に、葛城市におけるいわゆる図書館教育ということについても、例えば学校図書館との連携というのは、今、まだまだこれからやっていくべきであろうと思います。ほかの自治体でも学校図書館と公共図書館との連携というものを進めておられているところ、あるいはその中で図書館教育をきちっとやっておられるところもありますので、これを機会に新庄図書館自身の力量を高めていただくということをお願いをしたいと思います。

また、冒頭、先ほど図書館長がおっしゃいましたように、公共図書館の中でも、図書館というのは大体1割の人が利用するという非常に利用率の高い施設でありますけれども、今回の施設がそれを超えていく、今まで図書館に足を運んでこられなかった方が来られて、また本と出会っていただける場となるというふうなことは大いに期待をしたいなと思いますし、そのようにしていただくように努力をしていただきますようお願いを申します。

また、専門職、司書、このことについても副市長がおっしゃいましたが、やっぱりマンパワーというか、そういうところは本当に大事なところだと思います。やっぱり何ぼやる気があっても、人がいなければというところがありますので、その辺りはまた十分このことを機会にご配慮いただけたらありがたいなというふうに思います。

以上です。

**奥本委員長** 図書館の石川館長、確認ですけれども、NDC分類というのは、これは指定管理のところの要求水準書の中にも盛り込むことが決まっているというご答弁と理解していいんですか、今の話からいくと。これはまだ指定管理事業者とかプロポーザルに係る水準書を作成するためのサウンディング調査の案件なので。そこだけ先に決まっているということですか。もう一度確認します。お願いします。

石川館長。

**石川生涯学習課主幹兼図書館長** 現在のところは、まだそこまでは考えられておりませんが、こちら、今の図書館の現状を踏まえてお話をさせていただいただけでございます。

**奥本委員長** そこはまだ未定ということですね。

ほかにございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 私は、管理・運営計画、6ページのところに項目だけずら一つとあるだけで、実際、具体的な、管理・運営計画について、管理・運営計画の後編の案では、13の項目だけをぼっぼっを書いてあるのがちょっとよく理解できないんです。前半のところはこういう施設でこういう運営をやってほしい、こういう方針でやってほしいということでかなりいろんなことが書かれてあるんですけれども、この管理・運営計画のところが全く具体的でないで、ちょっと分からないので幾つかお聞きしたいと思いますし、基本的にこれがもうちょっとはつきり出てこない、ちょっと議論もできないなというふうな思いがしております。

その上でちょっとお伺いしたいんですが、1つは、図書館については個人情報扱うこと

になります。だから、この個人情報の管理についての管理・運営計画というものは、サウンディングの中では示されないのかな。これは非常に重要なことだと思うので、これについて全く記載ありませんし、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。

それから2番目は、これまでも指定管理者制度と直営のやり方について、丁寧な一覧表でメリット・デメリットをちゃんと書かれて、議会でも議論しましたけれども、その一覧表の中にもありますけれども、要は、指定管理者制度の弱いところ、直営の優れているところは継続性ですね。例えば、これは社会教育とかになるわけですから、地域のいろんなボランティア団体の方と継続性を持って市政の中でやっていただくということになるので、この管理・運営計画における職員の役割の中にこういうことがちゃんと書かれてないと、そもそも、地域のボランティアの方と最初に書いてあるようないろんな結びをつくっていくということもできなくなるわけです。特に民間企業ですから、職員がよく替わるということは聞いております。だから、それは、直営と比べたらそこは非常に弱いところになるので。例えば、これは、今度は社会教育の面が非常に大きくなるということもありますから、この継続性について担保するようなことをサウンディング等の中で何か記載されるようなことをされるのかどうか。この13の管理・運営計画は具体的に全く書いてないので分からないと思います。これをちょっとお聞きしたいと思います。

それから3番目は、やはり直営の場合の優位性は、トラブルについて管理者、要は設置者として責任を持って行えるということがあるんですけれども、ここら辺のトラブルの対応について。これはリスク管理ということで仕様書、要求水準書なんかで出てくるんだろうと思うんですけれども、そこら辺もサウンディングの段階では出されないのかどうか、ちょっとそこら辺がどうなっているかということをお聞きしたいと思います。管理・運営の、特に管理の面で、もうちょっと具体的に何か示していただかないと、サウンディングでこんなことをやってほしい、あんなことをやってほしいだけでいくのかどうか、ここら辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

**奥本委員長** 林本部長。

**林本総務部長** すみません、先ほど、1問目の質問ですけれども、個人情報の保護という部分についてこちらは触れられていないということでございますけれども、もちろん指定管理者、今後、葛城市全体、指定管理も含めて、どこの指定管理者も当然、個人情報の保護というのは前提に立って協定も結んでおりますので、その点はもちろん考えておりますので。ここには書いておりませんけれども、そういう形で考えておりますので、そこはご心配は要らないと思っております。

以上です。

**奥本委員長** 木下補佐。

**木下庁舎機能再編推進室長補佐** この6ページ、13番、12番辺りをちょっと略して表記をいたしておりますのは、恐らくサウンディングの中で詳細を決めて、要求水準の中に反映をしていくという手順を踏まないと、この中身がつまらないというところもございます。それから、ごく一般論として、当然盛り込んでおくべきであろうという内容については、ここに記載をせず、

省略してございます。本編自体は別で用意しておりまして、今回のために概要版として資料をご用意させていただいたので、こういう略とか抜けた項目があるということでご了承いただければと思います。

継続性の部分についてです。これについてもサウンディングのほうでヒアリングする項目のほうに加えさせていただきたいと思います。向こうの考え方をヒアリングした上で、こちらの考え方を、意見交換をさせていただきたいと思います。

トラブルとリスク管理については、一般的な内容というのが情報として抜けているというご指摘だと思いますので、これに関しては、先ほど申し上げたように、きちんと記載をして、要求水準に盛り込んでいく予定をしております。

以上です。

**奥本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 個人情報については協定書の中では必ず書かれるし、リスク管理も必ず書かれることなんですけど、私がお聞きしたかったのは、サウンディングの段階でこういうことをあらかじめ示すということはないんですかということをお聞きしたかっただけなんです。だから、それを示していただいたら、サウンディングの段階でこういうことをもっと言うてほしいということもこちらとも言えたんですが、ちょっと気になることだけを今言わせていただいたということです。

特に継続性のことなんです。今、これはサウンディング調査の中で、そういうことも相手とやり取りの中で聞き取っていききたいということでした。私が、指定管理者制度を実施している図書館なんかで、視察にも行きましたり、いろいろ私たちも研究した中では、最初の段階は非常に優れた館長なり職員を送ってくると。二、三年すると替わると。ほんで、もう全然、えっと思うような人になっちゃうことがあると。今回は図書館でもないし、社会教育の面もあるので、やはり職員さんの継続性・安定性ということをちゃんとやっていただけるということは非常に重要だと僕は思うんです。これは先ほど増田委員もおっしゃったように、市民サービスの面で、やはり葛城市はボランティア活動も社会教育活動も盛んなところがありますから、そこと窓口で対応される方、これは當麻文化会館の指定管理者の職員さんのノウハウあるいは経験とかいうことが問われることになると思いますので、これは人の問題になってきますので、これはちょっと、やっぱりしっかりとやっていただきたいと思います。

トラブルについては、リスク管理で、協定書の中でこれは書かれることだからあれなんですけど、これについても事前に必要なところは求めていくということ、やっぱりちょっと検討していただけたらと思います。ちょっと13のところは、本編はあるということですのであれなんですけど、そこはお願いしておきたいと思います。

以上です。

**奥本委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本委員長** ないようであれば、最後に、(仮称) 當麻複合施設整備に係る予算について理事者から説明願います。

吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** 當麻複合施設整備に係る予算関係についてでございますけれども、今年度12月の補正予算並びに令和7年度の当初予算におきまして、庁舎機能再編推進室をはじめ、関係部署より工事発注や備品調達などに向けた當麻複合施設整備に係る予算を計上する予定をしております。また、跡地の利活用に係る費用につきましても、事業者選定に係る跡地活用支援について引き続き予算計上をする予定をしております。

なお、金額などの内容につきましては、予算に係る事項となりますので、今後の予算特別委員会でお示しをさせていただきたいと存じます。

以上でございます。ご了承願いますようよろしくお願いいたします。

**奥本委員長** ただいま説明がありましたように、詳細については予算特別委員会での審議になりますので、ここでは踏み込んでできないということでご了承ください。

(「おおむねどのぐらいとか」の声あり)

**奥本委員長** おおむねですか。おおむねでも説明できますか。

(発言する者あり)

**奥本委員長** 西井委員。

**西井委員** 予算に関係するけど、予算委員会まで、来年の3月まで、おおむねどのぐらい要りますよというのは、ある程度議員かて、予算を審議するまでにでもやはり聞いとかんかったらと思うのやけど、皆さんどのように。若干あれでも、やっぱりおおむねぐらいは。少々の金額ね。前後してもええけど、今のところ、来年度、大体どれくらいかというぐらいのことは示してもらわなかったら、予算委員会で次回出てきて、これだけかとか、こんな少ないのかというふうなこと、小さい、こんなおかしいと思うからね。

**奥本委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** ただいまの質問でございますけれども、大変大ざっぱにお答えしておりましたので、申し訳ございません。この新しい複合施設の工事費用といたしましては、前回の特別委員会で約26億ほどと申し上げましたけれども、大体、今、物価、それから人件費等の高騰もございますので約27億ほど。それに伴って工事の監理委託料、これも約6,000万ほど。それと、備品の購入費等もございますので、その他もろもろで約2億円ほどになるかと思えます。当初予算につきましては、令和7年度、令和8年度、2か年による工事にもなりますので、債務負担行為で計上させていただく予定を考えております。

**奥本委員長** 西井委員。

**西井委員** 完成までざっと30億ほどということで理解させてもらっておきますので、よろしくお願いいたします。

**奥本委員長** ほか、何か確認事項はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**奥本委員長** それでは、ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上をもちまして、本日の調査案件は全て終了いたしました。

委員外議員はいらっしゃらないので、それでは、閉会の挨拶となります。

皆さん、長時間にわたってお疲れさまでした。このメンバーでの、今期というか、今年度の審議はこれが最後になります。次回からはまた新しい委員になりますけども。前も申し上げましたように、葛城市ができてこれが初めての大型の庁舎の再編事業になるわけなんです。除却は終わっていますけども、新たに造るという意味では本当に我々も手探りで、しかも、複合施設というところは過去に経験したことのないことをやっているわけです。紆余曲折ございましたけども、理事者の方々は、いろんなご用件やご要望をのんでいただきながら、できるだけ理想の形に近づけるという非常に難しい作業だったかと思いますけども、今のところ、取りあえず、ようやく基本設計というのが出来上がりました。これから、まだ詳細設計もそうですし、中の管理・運営のところもまだまだ詰めていく、確認していくところもございます。引き続き、議会としてもこの辺りを協力しながら進めてまいりたいと思いますので、引き続き、理事者の方、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、これもちまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午後5時15分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員長

奥本 佳史